

第19章 監 查

1 監 查 委 員

1 監査委員

(1) 監査委員

監査委員は、地方公共団体に必ず置かれる執行機関であり、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査を基本としている。

本市では、地方自治法の規定により、監査委員を4人とし、識見を有する者のうちから選任される監査委員を2人、議員のうちから選任される監査委員を2人置いている。

代表監査委員は、監査委員の合議により識見を有する者のうちから選任され、監査委員事務局職員の任免及びその他の事務を執行する。

(2) 監査委員が行う主な監査等

ア 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について毎会計年度1回以上期日を定めて監査する。

イ 随時監査（地方自治法第199条第1項、第5項）

必要があると認めるときは、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行うことができる。

ウ 行政監査（地方自治法第199条第2項）

必要があると認めるときは、一般行政事務（政令で定めるものを除く。）について監査することができる。

エ 財政援助団体及び出資団体等監査（地方自治法第199条第7項）

必要があると認めるとき、又は市長の要求があるときは、補助金、交付金等の財政的援助を与えているもの、出資しているもので政令で定めるもの、借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、受益権を有する不動産の信託をしているものの受託者、公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るものを監査することができる。

オ 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付された決算書及び関係書類を審査し、決算認定を受ける議会までに意見を決定し、市長に提出する。

カ 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

市長から審査に付された特定の目的のために設置された基金について、その運用状況を、決算審査と併せて審査する。

キ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに関係書類を審査し、意見を決定し、市長に提出する。

ク 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

現金の出納について、毎月期日を定めて計数を確認し、その保管状況を検査する。

ケ 長からの要求監査（地方自治法第199条第6項）

市長から事務の執行に関し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査する。

コ 長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2の8第3項）

市長から職員の賠償責任に関し監査の要求があったときは、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定する。

サ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

市民が、市の職員等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認めるときに、監査委員に対して監査を請求することができ、監査委員は請求のあった日から60日以内に監査しなければならない。

(3) 実施状況

ア 定期監査

部 名	課 名	監 査 期 間
文化スポーツ観光部	文化国際課、スポーツ課、観光政策課	令和5年8月23日から 同年10月12日まで
産業経済部	産業政策課、にぎわい商業課、公営事業課	
都市計画部	都市計画課、建築指導課、建築住宅課、市街地整備課、区画整理課	令和5年10月12日から 同年11月27日まで
議会事務局		
農政部	農政課、農村整備課	令和5年11月27日から 令和6年1月17日まで
農業委員会事務局		
水道局	経営企画課、水道整備課、浄水課、下水道整備課、下水道施設課	
教育委員会事務局	総務課、教育施設課、文化財保護課、学務管理課、学校教育課、生涯学習課（下川淵公民館、東公民館、総社公民館、清里公民館、永明公民館、宮城公民館、粕川公民館、第一コミュニティセンター、第二コミュニティセンターを含む。）、教育支援課、図書館	令和6年1月17日から 同年3月13日まで

イ 随時監査

工事監査

部 名	課 名	件 数	監 査 期 間
都市計画部	建築住宅課	1	令和5年4月12日から 同年7月11日まで
建設部	道路建設課	18	
	東部建設事務所	7	
	公園管理事務所	5	
水道局	水道整備課	18	令和5年7月21日から 同年11月17日まで
	浄水課	10	
教育委員会事務局	教育施設課	23	令和5年11月20日から 令和6年3月13日まで
都市計画部	市街地整備課	12	
	区画整理課	21	
水道局	水道整備課	1	

ウ 行政監査

テ ー マ	監 査 期 間
美術品等の管理及び活用状況について	令和5年5月8日から 令和6年1月26日まで

エ 財政援助団体監査

部 名	所 管 課	対 象 団 体	監 査 期 間
市民部	富士見支所地域 振興課	FANクラブ	令和5年5月8日から 同年6月23日まで
文化スポーツ観光部	スポーツ課	前橋市スポーツ推進委員会	
	観光政策課	前橋花火大会実施委員会	
健康部	保健総務課	公益社団法人前橋市医師会	

オ 出資団体監査

部 名	所 管 課	出 資 団 体	監 査 期 間
文化スポーツ観光部	観光政策課	公益財団法人前橋観光コンベンション協会	令和5年8月23日から 同年10月12日

カ 公の施設の指定管理者監査

部 名	所 管 課	公の施設の指定管理者	監 査 期 間
福祉部	長寿包括ケア課	社会福祉法人前橋市社会福祉協議会	令和5年5月8日から 同年6月23日まで
産業経済部	産業政策課	セントラルグループ共同企業体	

キ 決算、基金運用状況審査

会 計 名	審 査 期 間
令和4年度前橋市水道事業会計、下水道事業会計	令和5年5月31日から 同年7月4日まで
令和4年度前橋市一般会計 特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療、競輪、農業集落排水事業、介護保険、母子父子寡婦福祉資金貸付金、新エネルギー発電事業、用地先行取得事業、産業立地推進事業）	令和5年7月4日から 同年8月4日まで
令和4年度前橋市土地開発基金運用状況	令和5年7月4日から 同年8月4日まで

ク 健全化判断比率等審査

審 査 対 象	審 査 期 間
令和4年度前橋市健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率) 資金不足比率	令和5年7月4日から 同年8月4日まで

ケ 例月出納検査

会 計 名	検 査 日
一般会計 特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療、競輪、介護保険、母子父子寡婦福祉資金貸付金、新エネルギー発電事業、用地先行取得事業、産業立地推進事業） 水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計	原則として毎月25日

